

仕様書

1 件名

放課後児童クラブ指導員派遣業務（単価契約）

2 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

3 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 就業場所及び人数

別紙1のとおり。
履行期間中はやむを得ない場合を除き同一人を派遣すること。

5 就業時間

1日の就業時間は以下の時間とする。

(1) 夏季休業期間を含む期間

別紙2のとおり

(2) (1)以外の期間

別紙3のとおり

(3) 上記に掲げる時間のほか、やむを得ない場合、1日5時間、1月40時間を超えない範囲で、時間外勤務を命じることがある。なお、8月6日は、市の放課後児童クラブ指導員は休日勤務であることから、同様に取り扱うこと。

(4) 休憩時間

原則無し。ただし、時間外勤務により1日の勤務時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は1時間の休憩時間を取ることとする。

6 勤務を要しない日

(1) すべての日曜日を含む4週間を通じて8日（ただし、夏季休業を含む期間は4週を通じて7日）

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 広島市立小学校夏季一斉閉庁日

(4) 12月29日から1月4日

7 派遣労働者の要件

(1) 派遣労働者は以下の要件のいずれかに該当する者とする。（派遣開始日までに取得見込みの人を含む。）

ア 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する人（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格である普通免許状、特別免許状又は臨時免許状を有する人）

イ 保育士の資格を有する人

ウ 社会福祉士の資格を有する人

- エ 学校教育法の規定による大学・大学院若しくは外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学のいずれかを専修する学科・課程を修めて卒業した人又は同法102条2項の規定により大学院への入学が認められた人
 - オ 学校教育法の規定による高等学校を卒業した者又はこれに準ずる者で、2年以上かつ1500時間程度以上、児童福祉事業に従事した人
- (2) 派遣労働者は、新たに派遣された日から起算して1年を経過する日の属する年度の末日までの間に、放課後児童支援員認定資格研修を修了すること。（ただし、既に同研修を修了している者を除く。）なお、研修時間は勤務時間として取り扱い、発注者が費用負担する。
- 認定資格研修以外に、市が実施する放課後児童クラブ指導員向けの研修についても、市民サービス向上のため、受講枠に空きがある場合には派遣労働者の受講を認め、発注者が費用負担する。
- ただし、いずれの研修も研修場所までの交通費は受注者において負担する。
- (3) 派遣先は、派遣労働者が業務を遂行する上で不相当と判断した場合は、派遣元に対し、変更措置を講じるよう求めることができる。

8 業務の内容

派遣労働者は、派遣先の児童館長や放課後児童クラブ主任指導員等の指示に基づき、次の業務に従事する。

- (1) 児童の健全育成指導や生活習慣指導などに関すること。
- (2) 児童の健康管理、安全確保などに関すること。
- (3) 児童の出席状況、遊びなどの活動状況の把握に関すること。
- (4) 児童に対しての個別的な指導又は集団的な指導に関すること。
- (5) 特別に支援などが必要な児童の介助に関すること。
- (6) おやつ管理や提供に関すること。
- (7) 児童館・放課後児童クラブの運営や事業の実施に関すること。
- (8) 家庭や地域との連携に関すること。
- (9) 上記に掲げるもののほか、児童館・放課後児童クラブの運営に関すること。

9 業務に伴う責任の程度

広島市が雇用する放課後児童クラブ指導員と同等とする。

10 安全及び衛生

派遣先及び派遣元は、労働者派遣法の規定により課された関係法令を遵守することし、関係法令の趣旨に沿って、派遣労働者の安全、衛生の確保に努める。

11 派遣元責任者

個別契約書に定める者とする。

12 派遣先責任者

個別契約書に定める者とする。

13 指揮命令者

個別契約書に定める者とする。

14 派遣労働者からの苦情の処理

(1) 苦情の申出を受ける者

派遣元責任者及び派遣先責任者に同じ

(2) 苦情処理の方法、連携体制等

苦情の申出を受けたときには、直ちに相互に連絡することとし、派遣元責任者及び派遣先責任者が中心となって、誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について派遣労働者へ通知する。

なお、派遣元及び派遣先は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。

15 当該契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置

- (1) 契約解除の事前の申入れ発注者は、専ら発注者に起因する事由により、当該契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合は、受注者の合意を得るとともに、あらかじめ相当の猶予期間をもって受注者に申入れを行うこととする。

(2) 就業機会の確保

発注者及び受注者は、当該契約期間が満了する前に派遣労働者の責めに帰すべき事由によらない契約解除を行った場合には、発注者の関連部署での就業をあっせんする等により、当該契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。

(3) 損害賠償等に係る適切な措置

ア 発注者は、発注者の責めに帰すべき事由により当該契約期間が満了する前に契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該契約の解除に伴い受注者が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。例えば、受注者が当該派遣労働者を休業させる場合は休業手当に相当する額以上の額について、受注者がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、発注者による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより受注者が解雇の予告をしないときは30日分以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないこととする。

イ その他発注者は受注者と十分に協議した上で適切な善後処理方策を講ずることとする。また、発注者及び受注者の双方の責めに帰すべき事由がある場合には、発注者及び受注者のそれぞれの責めに帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。

(4) 当該契約解除の理由の明示

発注者は、当該契約期間満了前に契約の解除を行おうとする場合であって、受注者から請求があったときは、当該契約の解除を行った理由を受注者に対し明らかにすることとする。

16 派遣元の厚生労働大臣の許可番号等

〇〇〇

許可番号 〇〇-〇〇〇

許可年月日 〇〇年〇月〇日

17 派遣労働者の選任等

- (1) 受注者は、派遣する従事者の氏名、連絡先等を記載した従事者名簿及び、前記7(1)の要件を証明する書類を履行開始までに派遣先責任者に提出すること。
- (2) 受注者は、派遣労働者の交代を行う場合は、事前にその旨を発注者に通知するものとする。
- (3) 受注者は、派遣労働者が休暇、病気、けが等の理由により就業できない場合、業務に支障が生じないよう代替労働者の派遣を行うこととする。ただし、発注者が代替労働者の派遣を必要でないと認めた場合は、この限りでない。
- (4) 受注者は、派遣労働者の事務能力又は業務態度について、指揮命令者が不相当と認めた場合には受注者と協議の上、当該派遣労働者を交代させることができるものとする。

18 管理台帳の作成

受注者は派遣元台帳を、発注者は派遣先管理台帳をそれぞれ作成し、派遣労働者ごとに記載するとともに、適正な管理を行わなければならない。

19 便宜供与

派遣労働者は、ロッカー、事務机等の施設・設備について利用することができる。

20 従事者の遵守事項

- (1) 服装は華美なものを避け、指導員業務にふさわしいものとする。
- (2) 利用者との接遇は懇切丁寧を旨とする。
- (3) 利用者のプライバシーを厳に守り、業務上知り得た一切の情報について、第三者に漏らさないこと。
- (4) 放課後児童クラブ及び敷地内は原則禁煙とする。
- (5) 派遣場所への通勤方法については、予め派遣元責任者を通じて派遣先責任者の承諾を得ること。

21 疑義についての協議

この仕様書に定めのない事項又は本業務に関する事項について、疑義が生じた場合は、派遣先及び派遣元双方で協議のうえ定める。

市内の児童館・放課後児童クラブのうち、20箇所を予定している。
派遣場所は、別途個別契約書において定める。

児童館指導員(放課後児童クラブ担当)勤務体制等【夏季休業期間を含む期間】

区 分	勤務時間	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	開設時間等
		45	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	
平日	クラブ担当	5.5H												13:00~18:30 (5.5H)
	クラブ担当	5.5H												
土曜日	クラブ担当	5.5H												8:30~17:00 (8.5H)
	クラブ担当	5.5H												
日曜日	クラブ担当	勤務なし												休会日
	クラブ担当	勤務なし												
長期休業日 (夏季)	延長あり	5.5H												8:30~18:30 (10H)
	延長あり	5.5H												
	延長なし	5.5H												
	延長なし	5.5H												

1  は児童館・放課後児童クラブの開設時間を示す。

2  は指導員の勤務時間を示す。

※ 土曜日及び長期休業日（夏季）については交代勤務となるため、勤務の開始時間は指揮命令者の指示に従うこと。

児童館指導員(放課後児童クラブ担当)勤務体制等【夏季休業期間を含まない4週間】

区 分	勤務時間	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	開設時間等
		45	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	
平日	クラブ担当	5.75H												13:00~18:30 (5.5H)
	5.75H													
土曜日	クラブ担当	5.75H									15			8:30~17:00 (8.5H)
	5.75H							15						
日曜日	クラブ担当	勤務なし						週休日						休会日
	勤務なし							週休日						
(長期休業日 夏季除く)	延長あり	5.75H									45			8:30~18:30 (10H)
	5.75H								45					
	延長なし	5.75H									15			
	5.75H								45					
1														は児童館・放課後児童クラブの開設時間を示す。
2														は指導員の勤務時間を示す。

※ 土曜日及び長期休業日（夏季除く）については交代勤務となるため、勤務の開始時間は指揮命令者の指示に従うこと。